道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書(案)

令和5年度第2回今治市地域公共交通活性化協議会において、玉川地域デマンド型乗合タクシーに係わる下記事項に関し、協議が調ったことを証明する。

記

1 地域公共交通活性化協議会の名称及び対象市町村

(名 称) 今治市地域公共交通活性化協議会

(対象市町村) 愛媛県今治市

2 地域公共交通活性化協議会にて合意に至った年月日

令和 年 月 日

- 3 合意の内容
 - (1)運行区域等 玉川地域全域及び玉川地域と旧市内エリアの目的施設を結ぶ区域
 - 乗降場所

地 域 乗降場所	玉川地域内のごみステーションや集会所など
目的施設	玉川支所、玉川郵便局、金藤内科、イオンモール今治新都市、フジ今治
乗降場所	店、山内病院、よりい眼科など

- (2) 運行車両 小型タクシー (乗客定員 3~4人) 4台
- (3) 運行形態 乗用と併用運行
- (4)運賃

運賃の種類	運賃の額		
	玉川地域内の移動	旧市内エリア行き	
片道普通旅客運賃 	大人:400円 小人:200円	大人:800円 小人:400円	
片道特別旅客運賃	障がい者・65 歳以上高齢者・運動 幼児(1 歳以上の未就学児)は保 乳児(1 歳未満)は無料		

(5) 運行日・日運行便数

玉川地域内の移動:週5日(平日) 6便

旧市内エリア行き:週5日(平日) 往路 6便、復路 6便

令和 年 月 日

今治市地域公共交通活性化協議会

会長 土居 忠博